

目次

第1章 総則	2
第2章 給料	2
第3章 年俸	6
第4章 手当	8
第1節 管理職手当	8
第2節 扶養手当等	9
第3節 特殊勤務手当等	13
第4節 時間外勤務手当等	18
第5節 期末手当及び勤勉手当	21
第6節 手当の支給方法	22
第5章 短時間勤務職員の給与	23
第6章 給与の減額等	25
第1節 給与の減額	25
第2節 給料の半減	26
第3節 休職者の給与	27
第7章 補則	28
附 則	28
別表第1 (第4条関係) 事務職給料表	32
別表第2 (第4条関係) 研究職給料表	35
別表第3 (第4条関係) 医療職給料表(二)	38
別表第4 (第4条関係) 医療職給料表(三)	41
別表第5 (第4条関係) 技能職給料表	45
別表第6 (第4条関係) 級別基準職務表	48
別表第7	50
別表第8 (第8条関係) 休職期間等換算表	50
別表第9 (第10条関係) 適用区分表	51
別表第10 (第10条関係) 調整基本額表	52
別表第11 (第13条関係) 医療職年俸表(一)	52
別表第12 (第13条関係) 医療職年俸表(一)級別基準職務表	52
別表第13 (第13条関係) 医療職年俸表(一)級別職務分類表	52
別表第14 (第15条関係) 期間率表	53
別表第15 (第15条関係) 診療科長表	53
別表第16 (第18条関係) 管理職手当区分表	54
別表第17 (第18条関係) 管理職手当額表	54

別表第 18	55
附則別表（附則第 8 項関係）医療職給料表(一).....	56
附則別表（附則第 4 項関係）医療職給料表(二)の適用を受ける職員の号給の切替表.....	61

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人法第 57 条第 2 項の規定及び地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程（以下「就業規程」という。）第 60 条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定職員 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（管理職手当の額に係る区分が一種、二種又は三種の職を占める職員に限る。）
- 二 一般職員 特定職員以外の職員をいう。

（給与）

第 3 条 職員の給与は、給料、年俸及び手当とする。

- 2 職員が他の職員の職を兼ねる場合においても、当該兼ねる職に対して給与を支給しない。
- 3 職員の給与は、法律又はこの規程に定めがある場合及び別に定める場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払うものとする。
- 4 給与は、職員から自己名義の口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

第 2 章 給料

（給料）

第 4 条 職員（年俸表の適用を受けるものを除く。以下この章において同じ。）には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として、給料を支給する。

- 2 職員には給料表を適用するものとし、この場合における給料表の種類は次に掲げるとおりとし、各給料表適用の範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。
 - 一 事務職給料表（別表第 1）
 - 二 研究職給料表（別表第 2）

三 医療職給料表(二) (別表第3)

四 医療職給料表(三) (別表第4)

五 技能職給料表 (別表第5)

- 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第6に定める級別基準職務表に定めるとおりとする。
- 4 職員の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、別に定める職務の級を決定する場合に必要な資格の基準に従い決定する。

(初任給)

第5条 新たに職員となった者の職務の級は、前条第4項に規定する基準に従い決定する。

2 新たに職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

3 新たに派遣職員(就業規程第3条第1項第2号に規定する者をいう。)となった者の職務の級及び号給は、前2項の規定にかかわらず、法人と埼玉県との間の取決めにに基づき決定する。

(昇格及び降格)

第6条 職員を昇格(職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下この条において同じ。)させる場合には、その職務に応じ、かつ、別に定めるところにより決定する。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別に定めるところにより決定する。

3 職員を降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

(昇給)

第7条 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、当該職員の勤務成績の証明が得られないときは、昇給しない。

2 前項の規定により職員を昇給させる場合の号給数は、次の各号に掲げる職員の別に応じ、かつ、特定職員及び一般職員の別並びに当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)に応じ、当該各号に掲げる表に定める数とする。ただし、事務職給料表の適用を受ける一般職員でその職務の級が2級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける一般職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める一般職員に対する次の各号に掲げる表の適用については、第1号の表中「5以上」とあるのは「4以上」とし、第2号の表中「1以上」とあるのは「0以上」とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分	一号該当	二号該当	三号該当	四号該当	五号該当
特定職員	8	6	3	2	0
一般職員	5以上		4	2	0

二 55歳を超える職員

昇給区分	一号該当	二号該当	三号該当	四号該当	五号該当
------	------	------	------	------	------

特定職員	2	1	0	0	0
一般職員	1以上		0	0	0

- 3 職員の昇給区分は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げるいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。）において、懲戒処分その他矯正措置を受けた職員にあつては、別に定めるところにより決定する。
- 一 勤務成績が極めて良好である職員 一号該当
 - 二 勤務成績が特に良好である職員 二号該当
 - 三 勤務成績が良好である職員 三号該当
 - 四 勤務成績がやや良好でない職員 四号該当
 - 五 勤務成績が良好でない職員 五号該当
- 4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。
- 一 別に定める事由以外の事由によって基準期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） 四号該当
 - 二 別に定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 五号該当
- 5 昇給日後に新たに職員となった者の新たに職員となった日後の最初の昇給日における昇給の号給数は、別に定める。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（復職時等における号給の調整）

第8条 休職にされた職員が復職し、派遣された職員が職務に復帰し、休業をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、派遣期間、休業期間、又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至つた日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第9条 （削除）

（給料の調整額）

第10条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料を調整することができるものとする。

- 2 前項の規定により給料の調整を行う職は、別表第9の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表

の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

- 3 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第10に掲げる調整基本額（その額が給料月額（別表第1の備考2、別表第2の備考2、別表第3の備考2、別表第4の備考2又は別表第5の備考2の規定を適用しない額をいう。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第9の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額）とする。

（給料の支給）

- 第11条 給料は、毎月1回、その月の21日に、その月に支給すべき額の全額を支給する。ただし、その日が職員の休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給定日とする。
- 2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じたものにはその日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が離職したときはその日の分まで、死亡したときはその日の属する月の分まで給料を支給する。
- 4 前2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 5 給料の支給定日後において新たに職員となった者及び給料の支給定日前において離職し、又は死亡した職員には、その際給料を支給する。
- 6 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。
- 一 派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合
 - 二 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - 三 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
 - 四 育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
 - 五 自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
 - 六 配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
- 7 月の1日から引き続いて派遣され、休職にされ、停職にされ、育児休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をしている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給する。
- 8 給料の額を算出する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（定めがない事項等）

- 第12条 第4条から前条までに規定するもののほか、給料に関しこの規定に定めがない事項は、別に定めるところによる。

- 2 理事長は、第4条から前条までの規定によることが著しく不適當であると認める場合には、別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

第3章 年俸

(年俸)

- 第13条 職員のうち医師及び歯科医師には年俸を支給するものとし、年俸の種類は基本年俸（年俸のうち、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。）及び業績年俸（年俸のうち、勤務成績に応じた報酬をいう。）とする。
- 2 年俸が支給される医師及び歯科医師（以下「年俸医師」という。）には医療職年俸表(一)（別表第11）の年俸表を適用する。
- 3 年俸医師の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを年俸表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第12に定める級別基準職務表に定めるとおりとし、それぞれの級別基準職務表の基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、別表第13に定める級別職務分類表の左欄に掲げる組織において同表の中欄に掲げる職務の級ごとにそれぞれ同表の右欄に定める職の職務とする。
- 4 年俸医師の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、別に定める職務の級を決定する場合に必要な資格の基準に従い決定する。
- 5 年俸医師を昇格（職員の職務の級を同一の年俸表の上位の職務の級に変更することをいう。）させる場合には、その職務に応じ、かつ、別に定めるところにより決定する。

(基本年俸)

- 第14条 年俸医師の基本年俸の額は、その者に適用される年俸表の基本年俸の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 基本年俸は、毎月1回、その月の21日に、その額の $\frac{1}{2}$ 分の1の額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「月例年俸」という。）を支給する。
- 3 第11条各項（第1項本文を除く。）の規定は、月例年俸の支給に準用する。

(業績年俸)

- 第15条 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する年俸医師（別に定める者を除く。）に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した年俸医師（別に定める年俸医師を除く。）についても同様とする。
- 2 業績年俸の額は、その者に適用される年俸表の業績年俸の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「業績年俸基礎額」という。）の $\frac{1}{2}$ 分の1の額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、別表第14に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とす

る。

- 3 次の各号に掲げる年俸医師については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する業績年俸基礎額に、当該各号に掲げる加算の種類に応じて、当該各号に定める額を加算した額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を業績年俸基礎額とすることができる。
 - 一 専門医経験加算 その者の職務の級が4級又は5級である者（副病院長の職にある者を除く。）
専門医資格等の取得日以降の年数に応じて別に定める額
 - 二 実績評価加算 基準日の属する年度の前年度における病院長による実績評価により勤務成績が良好であると認められる者 所属所ごとの年俸医師（病院長を除く。）の人数に280,000円を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で年俸医師ごとに病院長が定める額
 - 三 診療科長加算 別表第15に掲げる職にある者 140,000円
 - 四 病院貢献加算 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく産業医に選任されている者
50,000円
 - 五 副病院長加算 副病院長の職にある者 604,000円
 - 六 理事兼任加算 理事の職を兼任する者 430,000円
- 4 第2項に規定する勤務期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 基準日以前6か月以内の期間において別に定める勤務成績が良好でない年俸医師の業績年俸の額は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、別に定める。
- 6 業績年俸の支給日は、基準日が6月1日であるものにあつては6月30日に、基準日が12月1日であるものにあつては12月10日（これらの日が土曜日又は日曜日に当たるときは、これらの日以前において、これらの日に最も近い土曜日又は日曜日でない日）とする。

（業績年俸の支給制限）

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。
- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒解雇の処分を受けた年俸医師
 - 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した年俸医師（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
 - 三 次条第一項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（業績年俸の一時差止）

- 第17条 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた年俸医師で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績年俸を支給することが、法人に対する信頼を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下この条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して一年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行った場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 手当

第1節 管理職手当

（管理職手当）

第18条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち別表第16に掲げる職員の職にある職員（以下「指定管理職員」という。）に支給する。

- 2 管理職手当の額は、職員に適用される給料表又は年俸表の別並びに職員の属する職務の級及び職員の占める職に係る別表第16の区分欄に掲げる区分（以下「管理職手当の区分」という。）に応じ、別表第17の管理職手当額欄に定める額とする。

第2節 扶養手当等

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、任期付短時間勤務職員及び医療職年俸表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものに対しては扶養手当を支給せず、また、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものに対する次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当の支給は、別に定めるところによる。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主として当該職員の扶養を受けているものをいう。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 四 満60歳以上の父母及び祖父母
- 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 六 心身に著しい障害がある者

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については一人につき10,000円とする。

4 扶養親族としての子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項及び次条第3項において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の届出等)

第20条 新たに職員となった者（前条ただし書きに規定する職員を除く。）に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合には、その職員は、直ちに、その旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- 二 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、次の各号のいずれかに掲げる日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 一 新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日
- 二 職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に

掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日

- 3 扶養手当の支給は、次の各号のいずれかに掲げる日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。
 - 一 扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日
- 4 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。第2項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - 一 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
 - 三 職員の扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（地域手当）

- 第21条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準等を考慮して、埼玉県区域及び当該区域外で別に定める地域に在勤する職員に支給する。ただし、年俸表の適用を受ける職員に対しては、地域手当を支給しない。
- 2 地域手当の月額、地域手当基礎額に100分の8.3を乗じて得た額とする。
 - 3 前項の地域手当基礎額は、給料の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に8.3分の10を乗じて得た額に、給料月額を加算した額とする。

（住居手当）

- 第22条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、任期付短時間勤務職員及び医療職年俸表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものに対しては、住居手当を支給しない。
- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。）
 - 二 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員宿舎を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 次のイ又はロに掲げる職員の区分に応じて、当該イ又はロに定める額

(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を1万千円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額と55,000円との差額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは、20,000円)を55,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額と55,000円との差額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは、20,000円)を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前項第2号に掲げる職員 次のイ又はロに掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、当該イ又はロに定める額

イ 自動車等の使用距離が片道三キロメートル未満である職員 2, 000円

ロ その他の職員 2, 000円に自動車等の使用距離が片道2キロメートルを超える距離1キロメートルを加えるごとに別に定める額を加算した額（自動車等の使用距離が片道75キロメートルを超える場合は、当該自動車等の使用距離が片道75キロメートルであるものとして計算した額）

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55, 000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と55, 000円との差額の2分の1に相当する額（その額が20, 000円を超えるときは、20, 000円）を55, 000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20, 000円を超えるときは、支給単位期間につき、20, 000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20, 000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第24条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、任期付短時間勤務職員には単身赴任手当を支給しない。
- 3 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額）とする。
 - 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
 - 二 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
 - 三 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
 - 四 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
 - 五 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
 - 六 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
 - 七 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
 - 八 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
 - 九 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
 - 十 2,500キロメートル以上 70,000円
- 4 地方公務員、国家公務員又は別に定める法人その他の団体に使用される者であつた者から引き続き給料表又は年俸表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（人事交流等により給料表又は年俸表の適用を受ける職員となった者に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、第1項及び前3項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第3節 特殊勤務手当等

（特殊勤務手当の種類）

第25条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 福祉保健業務手当
- 二 介助及び汚物処理作業手当
- 三 試験等業務手当
- 四 放射線取扱手当
- 五 防疫業務手当
- 六 遺体取扱手当
- 七 夜間看護等手当
- 八 変則勤務手当
- 九 新生児担当医手当
- 十 診療科長手当
- 十一 統括部長手当
- 十二 集中治療応援業務手当

(福祉保健業務手当)

第26条 福祉保健業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 精神医療センターに勤務する職員（精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談若しくは指導又は精神障害者の面接、心理判定等の業務に従事する職員であって、事務職給料表が適用されるものに限る。）が行う精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務
 - 二 精神医療センターに勤務する職員が行う精神障害者の栄養指導
 - 三 精神障害者又はその疑いのある者についての調査、診察若しくは診察の立会い又は精神障害者の入院のための移送
 - 四 麻薬中毒者又はその疑いのある者についての診察若しくは診察の立会い又は麻薬中毒者の入院のための移送
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号の業務 業務に従事した月1月につき9,700円
 - 二 前項第2号から第四号までの業務 業務に従事した日1日につき320円
- 3 第1項第1号の業務に係る福祉保健業務手当の支給される月については、同項第3号又は第4号の業務に係る福祉保健業務手当は支給しない。

(介助及び汚物処理作業手当)

第27条 介助及び汚物処理作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- 一 専ら病棟で行う入院患者の食事及び入浴の介助並びに汚物処理の作業
 - 二 小児医療センター及び精神医療センターに勤務する職員が行う汚物処理の作業
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号の作業 作業に従事した月1月につき8,000円
 - 二 前項第2号の作業 作業に従事した日1日につき320円
- 3 前項第1号の作業に係る介助及び汚物処理作業手当の支給される月については、同項第2号の作業に係る介助及び汚物処理作業手当は支給しない。

(試験等業務手当)

第28条 試験等業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 人体に有害なガスの発生を伴う業務
- 二 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務
- 三 病理細菌を取り扱う業務
- 四 放射性同位元素を使用して行う試験研究業務
- 五 発がん性物質を使用して行うがんに関する試験研究業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき300円とする。

(放射線取扱手当)

第29条 放射線取扱手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。

- 一 放射線照射装置を使用して行う撮影又は透視の作業
- 二 放射線量測定器を使用して行う病院等の構造設備を検査するための放射線量測定の作業
- 三 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において行う同令第2条第3項に規定する放射線業務その他の業務（職員が月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量当量が0.4ミリシーベルト以上であったことが同令第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合において、その期間中に当該職員の従事した放射線業務及び当該業務に準ずる業務に限る。）

2 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した日1日につき320円とする。

3 第1項第1号の作業（診療用放射線照射装置を使用して1日100回以上行う撮影又は透視の作業に限る。）に従事する職員に支給する放射線取扱手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に160円を加算した額とする。

(防疫業務手当)

第30条 防疫業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 感染症（別に定めるものに限る。以下この号において同じ。）の患者又は感染症の疑いのある患者の救護
- 二 感染症等（別に定めるものに限る。以下この号において同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症等の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いがある物件の処理
- 三 病院に勤務する職員が行う結核患者に直接接する介助等の業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき320円とする。

(遺体取扱手当)

第31条 遺体取扱手当は、職員が遺体を取り扱う作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1体につき800円（解剖を補助するために前項の作業に従事した場合にあっては、2,500円）とする。

(夜間看護等手当)

第32条 夜間看護等手当は、病院に勤務する医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる場合に依り、次に定める額とする。

- 一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7,300円
- 二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に依り、次に掲げる額
 - イ 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円
 - ロ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円
 - ハ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円

3 第1項に掲げる職員（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第23条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項の業務に係る夜間看護等手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、次の各号に掲げる職員の区分に依り、当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員 380円
- 二 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円
- 三 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円

(オンコール手当)

第33条 オンコール手当は、病院に勤務する医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の適用を受ける職員（指定管理職員を除く。）で、正規の勤務時間以外の時間において行われる救急医療等の業務に従事するため、自宅等で待機することを指示されたものに対して支給する。

2 前項の手当の額は、待機1回につき2,000円とする。この場合において、待機を指示された時間中に救急患者に対処するために呼出しを受け、当該業務の終了後、再び自宅等で待機した場合であっても、手当の回数は1回とする。

(変則勤務手当)

第34条 変則勤務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 正規の勤務時間による勤務の全部が深夜において行われる業務
- 二 正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる業務の区分に依り、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号の業務 1,100円
- 二 前項第2号の業務 730円（深夜における勤務時間が2時間に満たないときは、410円）

(新生児担当医手当)

第35条 新生児担当医手当は、小児医療センター新生児科に所属する医師が、新生児特定集中治療室に入院する新生児の診療業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務1件につき10,000円とする。

(診療科長手当)

第36条 診療科長手当は、医療職年俸表(一)の適用を受ける職員(指定管理職員を除く。)が、別表第15に掲げる職の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき30,000円とする。

(統括部長手当)

第37条 統括部長手当は、医療職年俸表(一)の適用を受ける職員(指定管理職員を除く。)が、統括部長の職(これに相当する職を含む。)の業務に従事したとき支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき40,000円とする。

(統括技術部長手当)

第37条の2 統括技術部長手当は、医療職給料表(二)の適用を受ける職員が、統括技術部長の業務に従事した時に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき15,000円とする。

(集中治療応援業務手当)

第37条の3 集中治療応援業務手当は、医療職年俸表(一)の適用を受ける職員(別に定める者に限る。)が、本務の所属所以外の所属所において、正規の勤務時間外又は休日における正規の勤務時間中において行われる集中治療室における宿直又は日直勤務業務(別に定める業務に限る。)に従事したときは、第42条に規定する宿日直手当のほか、集中治療応援業務手当を支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

一 次号に掲げる勤務以外の勤務 39,000円

二 その勤務時間が深夜の一部又は全部を含む勤務 69,000円

(併給禁止)

第38条 給料の調整額を受ける職員及び医療職年俸表(一)の適用を受ける職員には、次に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

一 福祉保健業務手当

二 介助及び汚物処理作業手当

三 試験等業務手当

四 放射線取扱手当

五 防疫業務手当(第30条第1項第3号の業務に係るものに限る。)

六 遺体取扱手当

2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給される日については、当該手当に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

放射線取扱手当 防疫業務手当	試験等業務手当
夜間看護等手当	変則勤務手当

(特殊勤務手当の額の特例)

第39条 次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、1月についてその月の勤務を要する日数(その月の現日数から週休日、職員の休日及び代休日を差し引いた日数をいう。)の2分の1に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、この規程の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

- 一 福祉保健業務手当(月額で支給される業務に係るものに限る。)
- 二 介助及び汚物処理作業手当(月額で支給される業務に係るものに限る。)
- 三 診療科長手当
- 四 統括部長手当

(看護職員等処遇改善手当)

第39条の2 次の各号に定める職員には、月額7,900円(短時間勤務職員にあつては、7,900円にその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)を、看護職員等処遇改善手当として支給する。

- 一 医療職給料表(二)の適用を受ける職員(理事長が別に定める職員を除く)
 - 二 医療職給料表(三)の適用を受ける職員
 - 三 前二号に掲げる職員以外の職員で、前二号に掲げる職員との均衡を考慮して、医療サービスを患者に直接提供する者として理事長が別に定める職員
- 2 前項の看護職員等処遇改善手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、就業規程第3条第1項第2号に規定する派遣職員には、看護職員等処遇改善手当を支給しない。

第4節 時間外勤務手当等

(時間外勤務手当)

第40条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項各号に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50から第2項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（休日勤務手当）

- 第41条 職員には、正規の勤務時間が割り振られた日が休日に当たっても正規の給与を支給する。
- 2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間（代休日を指定されて当該職員の休日の正規の勤務時間の全部を勤務した職員にあつては当該職員の休日に代わる代休日の正規の勤務時間中に勤務した全時間）に対して勤務1時間につき、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても、休日勤務手当は支給されない。
 - 3 前2項の休日とは、職員の休日その他別に定める日をいう。

（宿日直手当）

- 第42条 宿直又は日直勤務のため正規の勤務時間外若しくは前条第3項に規定する休日における正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に対しては、前2条の規定にかかわらず宿日直手当を支給する。
- 2 宿日直手当の額は、宿直又は日直勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。
 - 一 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直又は日直勤務 21,000

円

二 入院患者及び入所者の管理のための宿直又は日直勤務 7, 400円

三 前2号以外の宿直又は日直勤務 4, 400円

(管理職員特別勤務手当)

第43条 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の法人の運営の必要により週休日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日若しくは12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日を除く。)に勤務した場合(代休日を指定されて当該職員の休日の正規の勤務時間の全部を勤務した指定管理職員にあっては当該職員の休日に代わる代休日に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により同項の規定による支給の対象となる日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、当該指定管理職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

イ 一種 12, 000円

ロ 二種 10, 000円

ハ 三種 8, 000円

ニ 四種 6, 000円

ホ 五種 4, 000円

二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の各号に掲げる当該指定管理職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、当該各号に定める額

イ 一種 6, 000円

ロ 二種 5, 000円

ハ 三種 4, 000円

ニ 四種 3, 000円

ホ 五種 2, 000円

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(夜間勤務手当)

第44条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第45条 第40条、第41条第2項及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、給

料の月額に対する地域手当の月額、特殊勤務手当（手当の額が月額で定められているものに限る。）の月額及び看護職員等処遇改善手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから、別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 年俸医師に前項の規定を適用する場合にあっては、「給料の月額、給料の月額に対する地域手当の月額」とあるのは、「月例年俸」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第46条 勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（指定管理職員への適用除外）

第47条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、指定管理職員には支給しない。

第5節 期末手当及び勤勉手当

（期末手当）

第48条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（別に定める者を除く。）に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第65条第7項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。ただし、年俸表の適用を受ける職員には、期末手当を支給しない。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5（特定職員にあっては、100分の102.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理職手当の区分が一種又は二種の職を占める職員にあっては、その額に別に定める額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

- 6 第15条第4項の業績年俸の支給日の規定は、期末手当の支給日について準用する。
- 7 第16条の業績年俸の支給制限の規定及び第17条の業績年俸の一時差止の規定は、第1項の規定による期末手当の支給について準用する。この場合において、第16条中「前条第1項」とあるのは「第48条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第48条第1項に規定する基準日をいう。）以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第48条第6項に規定する日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（勤勉手当）

- 第49条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（別に定める者を除く。）に対し、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。ただし、年俸表の適用を受ける職員には、勤勉手当を支給しない。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に別に定める職員の勤務成績による割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、別表第14に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前条第3項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。
- 4 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第49条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 第15条第4項の業績年俸の支給日の規定は、勤勉手当の支給日について準用する。
- 6 第16条の業績年俸の支給制限の規定及び第17条の業績年俸の一時差止の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第16条中「前条第1項」とあるのは「第49条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第49条第1項に規定する基準日をいう。）以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第49条第5項に規定する日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第6節 手当の支給方法

（管理職手当の支給）

- 第50条 管理職手当は、給料（年俸表の適用を受ける職員にあっては、月例年俸。以下第52条まで同じ。）の支給方法に準じて支給する。
- 2 職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合（別に定める事由により勤務しなかつた場合を除く。）は、管理職手当は支給することができない。

(扶養手当等の支給)

第51条 扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

2 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(特殊勤務手当の支給)

第51条の2 特殊勤務手当の支給については、次の各号に定めるところによる。

一 特殊勤務手当のうち、次号に定めるもの以外のものにあつては、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができる。

二 特殊勤務手当のうち、月額をもって支給額が定められているものにあつては、給料の支給方法に準じて支給する。

(時間外勤務手当等の支給)

第52条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当（以下「時間外勤務手当等」という。）、宿日直手当並びに管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月の給料の支給定日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができるものとする。

2 職員が指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月」とあるのは「時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月」とする。

3 時間外勤務手当等の支給の基礎となる勤務時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

第5章 短時間勤務職員の給与

(短時間勤務職員の給料及び年俸)

第53条 短時間勤務職員の給料月額、第4条から第9条までの規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間規程の規定により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 短時間勤務職員の給料の調整額は、第10条の規定にかかわらず、同条本文の規定による額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が給料月額（別表第1の備考2、別表第2の備考2、別表第3の備考2、別表第4の備考2又は別表第5の備考2の規定を適用しない額をいう。以下この項において同じ。）の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 短時間勤務職員である年俸医師の月例年俸の額は、第14条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による月例年俸の額に、算出率を乗じて得た額とする。

4 任期付短時間勤務職員である年俸医師に第15条第2項を適用する場合において、「その者の属する職務の級に応じた額（以下「業績年俸基礎額」という。）」とあるのは、「その者の属する職務の級に応じた額（以下「業績年俸基礎額」という。）に算出率を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

（短時間勤務職員の自動車等に係る通勤手当）

第54条 短時間勤務職員のうち、平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員の通勤手当は、第23条第2項第2号の自動車等に係る通勤手当の規定にかかわらず、同号の規定による額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

（短時間勤務職員の特殊勤務手当）

第55条 短時間勤務職員が、次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したときに支給する手当の額は、この規程の規定により受けるべき額に、算出率を乗じて得た額とする。

- 一 福祉保健業務手当（月額で支給される業務に係るものに限る。）
- 二 介助及び汚物処理作業手当（月額で支給される業務に係るものに限る。）
- 三 診療科長手当
- 四 統括部長手当

（短時間勤務職員の時間外勤務手当）

第56条 短時間勤務職員についてのこの規程の時間外勤務手当の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条 第1項	支給する。	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。
第40条 第3項	第1項又は前項の規定にかかわらず	第1項（第56条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず
第40条 第4項	要しない。	要しない。ただし、当該時間が第56条第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前

		5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする。
--	--	---

(育児短時間勤務職員等の期末手当)

第57条 育児短時間勤務職員及び高齢短時間勤務職員についてのこの規程の期末手当の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第48条第3項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第48条第4項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第48条第5項	別に定める。	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して別に定める。

第6章 給与の減額等

第1節 給与の減額

(給与の減額)

第58条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき所属長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、その勤務しない時間が月の初日から末日までの期間において勤務すべき全時間である場合の減額すべき額については、勤務しなかった月の分の給料(年俸表の適用を受ける職員にあっては、月例年俸。次項において同じ。)及び地域手当の全額とする。

- 2 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた月以降の給料及び地域手当から差し引くものとし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、給料及び地域手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。
- 3 給与の減額の基礎となる時間数は、その月の勤務しなかつた全時間数によって計算するものとし、この場合においてその時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第59条 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額(年俸表の適用を受ける職員にあっては、月例年俸の額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

- 2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第60条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第58条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(修学部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第61条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第58条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当、管理職手当、特殊勤務手当(第4項に規定するものを除き、手当の額が月額で定められているものに限る。)並びに看護職員等処遇改善手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

2 修学部分休業をしている職員のうち、平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員の通勤手当は、第23条第2項第2号の規定にかかわらず、同条同項同号の規定による額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

3 修学部分休業をしている職員が、次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したときに支給する手当の額は、この規程の規定により受けるべき額から、その者が修学部分休業の承認を受けて勤務しない1時間につき、当該額に1.2を乗じ、その額を勤務時間に5.2を乗じたもので除した額を減額して得た額とする。

一 福祉保健業務手当(月額で支給される業務に係るものに限る。)

二 介助及び汚物処理作業手当(月額で支給される業務に係るものに限る。)

三 診療科長手当

四 統括部長手当

4 修学部分休業をしている職員が前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、1月についてその月の勤務を要する日数(その月の現日数から週休日、職員の休日(代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。)、代休日並びに修学部分休業により勤務しなかった日を差し引いた日数をいう。)の2分の1に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、第39条の規定にかかわらず、修学部分休業の承認を受けて勤務しない1時間につき、この規程の規定(第39条を除く。)により受けるべき特殊勤務手当の月額に1.2を乗じ、その額を勤務時間に5.2を乗じたもので除した額を減額して得た額の100分の60に相当する額とする。

第2節 給料の半減

(給料の半減)

第62条 第58条の給与の減額の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。次項において同じ。)又は疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。次項において同じ。)に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料(年俸医師は、月例年俸。以下次項から第64条まで同じ。)の半額を減ずる。

- 2 年俸医師が負傷又は疾病に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る第15条の基準日につき、業績年俸基礎額（同条第3項の加算を含む。）の半額を減ずる。
- 3 前2項の勤務しない期間には、特定病気休暇（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合における病気休暇（以下「業務傷病休暇等」という。）以外の病気休暇をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を特定病気休暇により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の週休日、職員の休日（代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該職員の休日に代わる代休日）、その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、業務傷病休暇等の日その他の別に定める日を除く。）が含まれるものとする。

（給料の半額を減ずる日）

- 第63条 一の負傷又は疾病による特定病気休暇が引き続いている場合においては、当該特定病気休暇の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを特定病気休暇により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、給料の半額を減ずる。
- 2 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による特定病気休暇が引き続いている場合においては、当初の特定病気休暇の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日につき、給料の半額を減ずる。
 - 3 前2項の規定の適用については、業務傷病休暇等の期間その他の別に定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

（給料の日割計算）

- 第64条 月の中途において給料の半額が減ぜられることとなった場合等月の一部の日につき給料の半額が減ぜられる場合における給料は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割によって計算する。

第3節 退職者の給与

（退職者の給与）

- 第65条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、病気退職にされたときは、その退職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が、結核性疾患にかかり病気退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（年俸表が適用される職員にあっては、月例年俸、扶養手当及び住居手当）のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 3 職員が、前2項以外の心身の故障により病気退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（年俸表が適用される職員にあっては、月例年俸、扶養手当及び住居手当）のそれぞれ100分の80を支給することができる。

ては、月例年俸、扶養手当及び住居手当)のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が、起訴休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当(年俸表が適用される職員にあっては、月例年俸、扶養手当及び住居手当)のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が、研究休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(年俸表が適用される職員にあっては、月例年俸、扶養手当及び住居手当)のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が、就業規程第15条第1第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(年俸表が適用される職員にあっては、月例年俸、扶養手当及び住居手当)のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 7 第2項、第3項、第5項及び前項に規定する職員(年俸表が適用される職員を除く。)が、当該各項に規定する期間内で第48条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第48条第7項に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第48条第7項の規定を準用する。この場合において、第16条中「前条第1項」とあるのは「第65条第7項」と読み替えるものとする。

第7章 補則

(規程の実施)

第66条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定により埼玉県職員から法人職員となった者(以下「移行職員」という。)に対し、施行日の前日までに埼玉県病院局職員給与規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第6号。以下「病院局給与規程」という。)の規定によってなされた職員の給与に関する決定及び手続は、この規程の各相当規定によってなされたものとみなす。
- 3 この規程中別に定めることとしている事項については、別段の定めがなされるまでの間は、なお病院局給与規程の例による。
- 4 年俸医師に高度の専門的知識又は優れた識見を活用する業務に従事させる場合において、この規程の定めによる給与では採用又は配置が極めて困難であると認められる職として理事長が認めるものにある年俸医師には、第15条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する業績年俸のほか、理事長が定める額を業績年俸として支給することができる。
- 5 理事長が特に定める年俸医師の基本年俸は、第14条第1項の規定にかかわらず、第14条第1項

に規定する基本年俸の額、第15条第2項に規定する業績年俸基礎額（第3項の加算を含む。）及び前項の額の合計額とする。

6 前項の年俸医師には、第15条から第17条までの規定を適用しない。

7 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この項において同じ。）に対処するため、緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えるものとして別に定める業務に従事したときは、防疫業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして別に定める業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。この場合において、第30条の防疫業務手当の規定は適用しない。

8 医師及び歯科医師である職員のうち別に定めるもの（以下「特定医師」という。）には、第13条の規定にかかわらず、当分の間、給料を支給するものとし、医療職給料表(一)（附則別表）を適用する。この場合において、職員の職務の分類の基準となるべき職務の内容は、次表に定めるとおりとする。

職務の級	基準となる職務
1級	医員の職務
2級	一 科長の職務 二 医長の職務
3級	一 副病院長の職務 二 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う科長の職務 三 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う医長の職務
4級	病院長の職務

9 特定医師に第7条第2項第2号の昇給の規定を適用する場合において、「55歳を超える職員」とあるのは「57歳を超える職員」と読み替えるものとする。

10 特定医師の給料の調整額は、当該特定医師の職務の級に応じて次表に掲げる調整基本額（その額が給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に2.5を乗じて得た額（その額が給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の25を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の25に相当する額）とする。

職務の級	調整基本額
1級	10,800円
2級	13,100円
3級	14,500円
4級	15,600円

11 特定医師に支給する地域手当の月額、第21条第2項の規定にかかわらず、給料月額、給料の調整額及び管理職手当の月額の合計額に、 $\frac{100}{100}$ 分の16を乗じて得た額とする。

12 特定医師には初任給調整手当を支給するものとし、その支給期間及び支給額等は別に定める。

13 附則第8項から前項までに定めるもののほか、特定医師の給与に関し必要な事項は別に定める。

14 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 別表第1、別表第2、別表第3、別表第4又は別表第5が適用される職員 当該職員に適用され

る給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額（この給料月額を計算する場合には、別表第1の備考2、別表第2の備考2、別表第3の備考2、別表第4の備考2又は別表第5の備考2の規定（以下この項及び第21項において「給料表の備考」という。）を適用しないものとする。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）に給料表の備考を適用させた額

二 前号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 任期付職員

二 医師又は歯科医師の職を占める者

三 就業規程第22条の4第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員（同規程第22条の3各号に掲げる職員を除く。）

16 就業規程第22条第1項に規定する役職定年をされた職員であつて、当該役職定年をされた日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員（本部長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、当該各号に定める額を給料として支給する（第1号に定める額にあつては、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

一 附則第14項第1号に掲げる職員であつて、特定日に同項の規定により当該職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。以下この号において「備考適用前特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この号において「備考適用前基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員 備考適用前基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額に相当する額

二 附則第14項第2号に掲げる職員であつて、特定日に同項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この号において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この号において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員 基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額

17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「備考適用前基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用し

ないものとする。)と当該職員の受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。)」と、同項第2号中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

18 附則第16項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)による給料を支給される職員以外の職員であって、当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、本部長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第16項(附則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は前項の規定による給料を支給される職員に対する第10条第3項、第21条第3項並びに第53条1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第16項(第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第18項の規定により支給される給料の額との合計額」とし、また、第53条第1項の規定の適用については、同項中「同条の規定による給料月額」とあるのは、「同条の規定による給料月額と附則第16項(第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第18項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

20 附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第10条第3項の適用については、同項中「調整基本額」とあるのは、「調整基本額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。

21 附則第14項から前項までに定めるもののほか、特定日以後における職員の給与に関し必要な事項は別に定める。

別表第1（第4条関係）事務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	

41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			

85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						
100		297,900	345,800						
101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							

備考 1 この表は、他の給料表及び年俸表の適用を受けない全ての職員に適用する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第2（第4条関係）研究職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500

41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
74	268,600	320,600	389,700	441,200	
75	269,600	321,700	390,300	441,700	
76	270,600	322,700	391,000	442,200	
77	271,600	323,800	391,700	442,700	
78	272,600	324,800	392,300		
79	273,600	325,700	392,900		
80	274,500	326,600	393,500		
81	275,500	327,500	394,100		
82	276,600	328,300	394,700		
83	277,700	329,000	395,300		
84	278,600	329,600	395,900		

85	279,500	330,100	396,400
86	280,400	330,600	396,900
87	281,300	331,100	397,400
88	282,000	331,500	398,100
89	282,800	331,800	398,500
90	283,900	332,300	
91	284,900	332,800	
92	285,900	333,200	
93	286,800	333,500	
94	287,700	333,900	
95	288,700	334,300	
96	289,600	334,700	
97	289,900	335,200	
98	290,800	335,700	
99	291,500	336,200	
100	292,400	336,700	
101	293,300	337,200	
102	293,900	337,700	
103	294,600	338,200	
104	295,300	338,700	
105	295,800	339,100	
106	296,300	339,500	
107	296,800	340,000	
108	297,200	340,400	
109	297,400	340,900	
110	297,800	341,300	
111	298,100	341,800	
112	298,300	342,200	
113	298,600	342,700	
114	298,900	343,100	
115	299,200	343,600	
116	299,500	344,000	
117	299,800	344,500	
118	300,100	344,900	
119	300,300	345,300	
120	300,600	345,700	
121	300,900	346,100	

- 備考 1 この表は、病院に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。ただし、年俸表又は医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第3 (第4条関係) 医療職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	499,000
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	500,000
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	501,000

41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		

85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			
88		291,100	327,000	347,900			
89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			
92		292,100	328,600	349,300			
93		292,500	328,900	349,700			
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				
111			334,000				
112			334,400				
113			334,600				

- 備考 1 この表は、病院に勤務し、調剤又は服薬指導等に従事する薬剤師、栄養管理又は栄養指導に従事する栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及び医学物理士である職員並びに病院に勤務する心理判定員、精神保健福祉指導職、医療社会事業専門員、小児療養支援職及び遺伝相談職に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第4（第4条関係）医療職給料表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900

41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		

85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			

129	299,400	330,100				
130	299,700	330,300				
131	300,100	330,700				
132	300,500	330,900				
133	300,700	331,200				
134	301,000	331,600				
135	301,400	332,000				
136	301,700	332,400				
137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					

備考 1 この表は、看護等に従事する看護師及び准看護師である職員に適用する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第5（第4条関係）技能職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200

41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	

85	225,800	259,900	292,600	317,500
86	226,100	260,100	293,100	317,900
87	226,400	260,400	293,700	318,200
88	226,700	260,700	294,200	318,400
89	227,000	260,900	294,500	318,600
90	227,400	261,100	295,000	318,900
91	227,700	261,400	295,500	319,200
92	228,000	261,600	295,800	319,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700
94	228,500	262,200	296,700	320,000
95	228,800	262,500	297,200	320,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500
97	229,300	262,900	298,000	320,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000
99	229,800	263,400	298,900	321,300
100	230,100	263,700	299,400	321,500
101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	
103	230,900	264,500	300,500	
104	231,200	264,800	300,800	
105	231,500	265,000	301,100	
106	232,000	265,200	301,500	
107	232,300	265,500	301,900	
108	232,600	265,700	302,300	
109	232,800	266,000	302,600	
110	233,200	266,300	303,000	
111	233,600	266,600	303,400	
112	233,900	266,800	303,700	
113	234,100	267,000	303,900	
114	234,600	267,300	304,200	
115	235,100	267,500	304,500	
116	235,600	267,700	304,700	
117	235,900	268,000	304,900	
118	236,300	268,300	305,200	
119	236,700	268,600	305,500	
120	237,000	268,900	305,700	
121	237,400	269,100	305,900	
122		269,300	306,200	
123		269,600	306,500	
124		269,900	306,700	
125		270,100	306,900	
126		270,300	307,200	
127		270,600	307,500	
128		270,900	307,700	

129		271,100	307,900	
130		271,300	308,200	
131		271,600	308,500	
132		271,900	308,700	
133		272,100	308,900	
134		272,300		
135		272,600		
136		272,900		
137		273,100		

備考 1 この表は、技能職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第6（第4条関係）級別基準職務表

イ 事務職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
3級	一 主査の職務 二 主任の職務
4級	困難な業務を分掌する主査の職務
5級	一 主幹の職務 二 病院の部長の職務
6級	一 企画幹又は管理幹の職務 二 病院の副局長の職務 三 困難な業務を分掌する主幹の職務 四 病院の困難な業務を分掌する部長の職務
7級	一 本部長の職務 二 病院の事務局長の職務
8級	
9級	
10級	

ロ 研究職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	技師の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする技師の職務
3級	一 主任研究員の職務 二 主幹の職務 三 専門研究員の職務 四 主任の職務
4級	一 研究所長の職務 二 主席主幹の職務 三 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な研究を行う主任研究員の職務
5級	

ハ 医療職給料表(二)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
3 級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
4 級	主任の職務
5 級	一 副技師長の職務 二 主査の職務
6 級	一 部長の職務 二 技幹の職務 三 副部長の職務 四 主幹の職務
7 級	
8 級	

ニ 医療職給料表(三)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	看護師の職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする看護師の職務
3 級	高度の知識又は経験を必要とする看護師の職務
4 級	困難な業務を処理する看護師の職務
5 級	一 看護師長の職務 二 主査の職務
6 級	一 看護部長の職務 二 看護部副部長の職務 三 主幹の職務
7 級	副病院長の職務

ホ 技能職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務	
	技能職員（一種）	技能職員（二種）
1 級	主事又は技師の職務	主事の職務
2 級	困難な業務に従事する主事又は技師の職務	困難な業務に従事する主事の職務
3 級	主任の職務	主任の職務
4 級	困難な業務に従事する主任の職務	困難な業務に従事する主任の職務
5 級	上席主任の職務	上席主任の職務

別表第7

(削除)

別表第8 (第8条関係) 休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
病気休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇の期間	3分の3 以下
起訴休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	
研究休職の期間	
就業規程第15条第1項第4号に規定する休職の期間	
派遣の期間	
介護休暇の期間	
育児休業の期間	
自己啓発等休業の期間（職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）	
病気休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は業務外の負傷若しくは疾病による病気休暇（通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。）の期間	
自己啓発等休業の期間（職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）	
配偶者同行休業の期間	

別表第9（第10条関係）適用区分表

勤務箇所	職員	調整数
循環器・呼吸器病センター	診療放射線技師、結核菌の検査業務に専ら従事する臨床検査技師及び結核患者を専ら収容する病棟に勤務する看護師及び准看護師	2・5
	薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	2
	医療器材の滅菌・整備保管等の業務（以下「中央材料室業務」という。）、医療安全管理業務及び地域医療連携・入退院支援業務以外の業務に従事する看護師及び准看護師	
	看護部副部長並びに中央材料室業務、医療安全管理業務及び地域医療連携・入退院支援業務に従事する看護師及び准看護師	1・5
	看護師である副病院長及び看護部長	1
がんセンター	診療放射線技師及び物理工学に関する専門的知識を必要とする医療技術職員	2・5
	薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士及び理学療法士	2
	外来業務、通院治療業務及び中央材料室業務（以下「外来等の業務」という。）、緩和ケアセンター業務、医療安全管理業務及び患者サポートセンター業務以外の業務に従事する看護師	
	看護部副部長並びに外来等の業務、緩和ケアセンター業務、医療安全管理業務及び患者サポートセンター業務に従事する看護師	1・5
	看護師である副病院長及び看護部長	1
小児医療センター	診療放射線技師	2・5
	薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士及び歯科衛生士	2
	中央材料室業務、医療安全管理業務及び地域連携・相談支援業務以外の業務に従事する看護師	
	看護部副部長並びに中央材料室業務、医療安全管理業務及び地域連携・相談支援業務に従事する看護師	1・5
	看護師である副病院長及び看護部長	1
精神医療センター	診療放射線技師	2・5
	薬剤師、臨床検査技師及び作業療法士	2
	外来業務及び医療安全管理業務以外の業務に従事する看護師	
	看護部副部長並びに外来業務及び医療安全管理業務に従事する看護師	1・5
	看護師である副病院長及び看護部長	1

別表第10（第10条関係）調整基本額表

イ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

ロ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第11（第13条関係）医療職年俸表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
基本年俸	4,800,000	6,799,200	8,799,600	10,069,200	10,580,400	10,856,400	11,307,600
業績年俸	1,000,000	1,500,800	2,000,400	3,530,800	3,719,600	4,323,600	4,362,400

別表第12（第13条関係）医療職年俸表(一)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医員の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする医員の職務
3級	高度の知識又は経験を必要とする医員の職務
4級	一 科長の職務 二 医長の職務
5級	一 副病院長の職務 二 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う科長の職務 三 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う医長の職務
6級	臨床腫瘍研究所長の職務
7級	病院長の職務

別表第13（第13条関係）医療職年俸表(一)級別職務分類表

組織	職務の級	職
病院	5級	TQM推進室長 感染管理室長

	医療安全管理室長 脳神経センター長 感染症対策部長 がんゲノム医療センター長 入退院支援センター長 緩和ケアセンター長 総合診療センター長 希少がん・サルコーマセンター長 低侵襲手術センター長 治験管理室長 患者サポートセンター長 図書館長 臨床研究部長 臨床研究室長 動物実験管理室長 臨床研究支援室長 小児がんセンター長 ゲノム医療推進センター長 こどもハートセンター長 小児救命救急センター長 地域連携・相談支援センター長 医療連携室長 副室長
--	---

別表第14（第15条関係）期間率表

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

別表第15（第15条関係）診療科長表

職
診療科長（これに相当する職として理事長が別に定めるものを含む） TQM推進室長

感染管理室長
医療安全管理室長
脳神経センター長
感染症対策部長
がんゲノム医療センター長
入退院支援センター長
緩和ケアセンター長
総合診療センター長
希少がん・サルコーマセンター長
低侵襲手術センター長
治験管理室長
患者サポートセンター長
図書館長
臨床研究部長
臨床研究室長
動物実験管理室長
臨床研究支援室長
小児がんセンター長
ゲノム医療推進センター長
こどもハートセンター長
小児救命救急センター長
地域連携・相談支援センター長
医療連携室長
副室長

別表第16（第18条関係）管理職手当区分表

職	区分
病院長	一種
本部長 病院の事務局長 副病院長 臨床腫瘍研究所長	三種
管理幹 企画幹 副局長	四種
部長（医療職年俸表（一）の適用を受ける職員及び病院の事務局の部長を除く。） 主席主幹 技幹	五種

別表第17（第18条関係）管理職手当額表

イ 事務職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
10級	一種	136,000円
9級	一種	130,300円

8 級	二種	110,300円
7 級	三種	91,500円
6 級	四種	75,500円
	五種	62,900円

ロ 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
5 級	三種	104,600円
4 級	三種	90,900円
	五種	68,200円

ハ 医療職給料表(二)

職務の級	区分	管理職手当額
8 級	二種	112,800円
7 級	三種	91,300円
6 級	五種	62,900円

ニ 医療職給料表(三)

職務の級	区分	管理職手当額
7 級	三種	93,200円
6 級	五種	66,400円

ホ 医療職年俸表(一)

職務の級	区分	管理職手当額
7 級	一種	140,000円
6 級	三種	110,000円
5 級	三種	133,000円

別表第18

(削除)

附則別表（附則第8項関係）医療職給料表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	264,700	346,600	406,900	474,700
2	267,200	349,600	409,600	477,000
3	269,600	352,400	412,100	479,200
4	272,000	355,300	414,700	481,500
5	274,100	357,800	417,100	483,700
6	277,600	360,800	419,100	485,800
7	281,100	363,800	420,900	488,000
8	284,500	366,600	422,800	490,000
9	288,100	368,700	424,600	491,900
10	291,600	371,200	427,300	494,000
11	295,200	373,900	429,800	496,100
12	298,700	376,400	432,200	498,200
13	302,200	379,100	434,400	500,300
14	306,100	382,500	436,900	502,200
15	310,000	385,500	438,900	504,300
16	313,600	388,800	441,000	506,400
17	317,200	391,800	443,000	508,300
18	320,700	394,400	445,200	510,300
19	324,200	396,800	447,400	512,300
20	327,700	399,300	449,500	514,100
21	331,300	401,900	450,900	515,900
22	335,000	403,900	453,300	517,700
23	338,400	405,500	455,600	519,500
24	341,700	407,100	457,800	521,300
25	345,000	408,800	459,800	522,900
26	347,500	411,000	462,100	524,700
27	350,000	413,100	464,300	526,500
28	352,300	415,100	466,600	528,300
29	354,400	417,200	468,700	529,900
30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300

41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	

85		481,800	539,200
86		482,400	540,100
87		482,800	541,000
88		483,300	541,900
89		483,800	542,700
90		484,400	
91		485,000	
92		485,400	
93		485,900	
94		486,500	
95		487,100	
96		487,600	
97		488,100	

備考 この表は、病院に勤務し、医療業務等に従事する医師及び歯科医師である職員のうち、別に定める者に適用する。

附 則（令和3年4月1日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（給料表及び年俸表の切替え）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、埼玉県職員として埼玉県病院局職員給与規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第6号。以下「病院局給与規程」という。）の給料表（以下「旧給料表」という。）の適用を受けていた者で、施行日に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人職員となった者（以下「移行職員」という。）の施行日における給料表又は年俸表は、施行日の前日においてその者が適用を受けていた旧給料表に対応する次表の新給料表又は年俸表欄に定める給料表又は年俸表とする。

旧給料表	新給料表又は年俸表
病院企業職給料表(一)（下記に掲げる者を除く。）	事務職給料表
病院企業職給料表(一)（相談業務に従事する者として別に定めるものに限る。）	医療職給料表(二)
病院企業職給料表(二)	技能職給料表
病院研究職給料表	研究職給料表
病院医療職給料表(一)（特定医師を除く。）	医療職年俸表(一)
病院医療職給料表(一)（特定医師に限る。）	医療職給料表(一)
病院医療職給料表(二)	医療職給料表(二)
病院医療職給料表(三)	医療職給料表(三)

（職務の級の切替え）

- 3 前項の規定により給料表又は年俸表を決定される移行職員の施行日における職務の級は、別に辞令が発せられた場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職務の級とする。

- 一 次号から第3号までに掲げる者以外の者 施行日の前日においてその者が属していた旧給料表の職務の級と同じ職務の級
- 二 施行日の前日において病院企業職給料表(一)の適用を受け、相談業務に従事する者として別に定

めるもの 施行日の前日においてその者が属していた病院企業職給料表(一)の職務の級に対応する次表の医療職給料表(二)欄に掲げる職務の級

病院企業職給料表(一)	医療職給料表(二)
1級(下記に掲げる者を除く。)	1級
1級(受けている号給が25号給以上である者に限る。)	2級
2級	3級
3級(主任の職にあった者に限る。)	4級
3級(主査の職にあった者に限る。)	5級
4級	
5級	6級
6級	

三 施行日の前日において病院医療職給料表(一)の適用を受けていた者(特定医師を除く。)その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、別に定める職務の級を決定する場合に必要な資格の基準に従い決定する。

(号給の切替え)

4 前項(第3号を除く。)の規定により職務の級を決定される移行職員の施行日における号給は、別に辞令が発せられた場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 次号に掲げる者以外の者 施行日の前日においてその者が受けていた旧給料表の号給と同じ号数に、第7条の規定による昇給号給数を加えた号給

二 前項第2号に掲げる者 施行日の前日においてその者が属していた病院医療職給料表(一)の職務の級及び受けていた同表の号給に対応する附則別表の医療職給料表(二)の号給欄に定める号給の号数に、第7条の規定による昇給号給数を加えた号給

(給料から年俸への切替えに伴う経過措置)

5 附則第2項の規定により施行日に医療職年俸表(一)の適用を受けることとなった移行職員で、その者の受ける年俸額(基本年俸及び業績年俸の合計額をいう。)が、施行日の前日までの1年間において受けた給与(病院局給与規程の規定による給料、初任給調整手当、地域手当、期末手当及び勤勉手当の合計額をいう。)として別に定める額(以下「移行前年間給与」という。)に達しないこととなる者には、理事長が定めるところにより、令和6年3月31日までの間、年俸額のほか、移行前年間給与と年俸額との差額を業績年俸として支給する。

(年俸医師の扶養手当、住居手当に関する経過措置)

6 附則第2項の規定により施行日に医療職年俸表(一)の適用を受けることとなった移行職員でその職務の級が4級以上であるものが、施行日の前日において病院局給与規程の規定による扶養手当又は住居手当を受けており、施行日以後においても引き続き当該扶養手当又は住居手当の支給要件を満たすものに対しては、令和6年3月31日までの間、第19条第1項の扶養手当の規定及び第22条第1項の住居手当の規定にかかわらず、なお従前の額を支給する。ただし、当該扶養手当又は住居手当の支給要件を失った場合は、それ以降当該要件に係る手当は支給しない。

(移行職員の昇給に係る勤務成績の特例)

7 施行日を昇給日とする移行職員の昇給に係る第7条の規定の適用については、施行日の前日までの引き続き埼玉県職員としての勤務成績は、職員としての勤務成績とみなす。

(業績年俸に係る実績評価の特例)

8 令和3年6月1日及び令和3年12月1日を基準日とする年俸医師の業績年俸に係る第15条第3項の規定の適用については、基準日の属する年度の前年度における埼玉県職員としての病院長による実績評価は、年俸医師としての実績評価とみなす。

(勤勉手当に係る勤務成績の特例)

9 令和3年6月1日及び令和3年12月1日を基準日とする職員の勤勉手当に係る第49条第1項の規定の適用については、基準日の属する年度の前年度における埼玉県職員としての勤務成績は、職員としての勤務成績とみなす。

(交通機関等に係る通勤手当の特例)

10 病院局給与規程の規定による交通機関等に係る通勤手当（以下「従前の通勤手当」という。）の支給を受けていた者から引き続いて第23条第1項第1号の規定による交通機関等に係る通勤手当を支給される職員となった場合において、当該通勤手当に係る通勤経路及び通勤方法が従前の通勤手当に係る通勤経路及び通勤方法と変更がないときの最初の支給単位期間は、同条第6項の規定にかかわらず、当該通勤手当の支給が開始される月から従前の通勤手当に係る支給単位期間に係る最後の月までの期間とする。

11 前項の場合において、従前の通勤手当の支給を受け、病院局給与規程附則第13項の規定により従前の通勤手当を返納していないときは、前項の支給単位期間に係る第23条第1項第1号の規定による通勤手当を支給しない。

附則別表（附則第4項関係）医療職給料表(二)の適用を受ける職員の号給の切替表

切替日の前日に受けていた病院企業職給料表(一)の号給	切替日の前日に属していた病院企業職給料表(一)の職務の級						
	1級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	切替日に属する医療職給料表(二)の職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	6級
切替後の医療職給料表(二)の号給							
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	2	2	1	2
7	3	1	1	3	3	1	3
8	4	1	1	4	4	1	4
9	5	1	1	5	5	1	5
10	6	1	2	6	6	1	6
11	7	1	3	7	7	1	7
12	8	1	4	8	8	1	8
13	9	1	5	9	9	1	9
14	10	1	6	10	10	2	10
15	11	1	7	11	11	3	11
16	12	1	8	12	12	4	12
17	13	1	9	13	13	5	13
18	14	1	10	14	14	6	14
19	15	1	11	15	15	7	15
20	16	1	12	16	16	8	16
21	17	1	13	17	17	9	17
22	18	1	14	18	18	10	18
23	19	1	15	19	19	11	19
24	20	1	16	20	20	12	20
25	21	1	17	21	21	13	21
26	22	2	18	22	22	14	22
27	23	3	19	23	23	15	23
28	24	4	20	24	24	16	24
29	25	5	21	25	25	17	25
30	26	6	22	26	26	18	26
31	27	7	23	27	27	19	27
32	28	8	24	28	28	20	28
33	29	9	25	29	29	21	29
34	30	10	26	30	30	22	30
35	31	11	27	31	31	23	31
36	32	12	28	32	32	24	32
37	33	13	29	33	33	25	33
38	34	14	30	34	34	26	34
39	35	15	31	35	35	27	35
40	36	16	32	36	36	28	36
41	37	17	33	37	37	29	37
42	38	18	34	38	38	30	38
43	39	19	35	39	39	31	39
44	40	20	36	40	40	32	40

切替日の前日に受けていた病院企業職給料表(一)の号給	切替日の前日に属していた病院企業職給料表(一)の職務の級						
	1級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	切替日に属する医療職給料表(二)の職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	6級
切替後の医療職給料表(二)の号給							
45	41	21	37	41	41	33	41
46	42	22	38	42	42	34	42
47	43	23	39	43	43	35	43
48	44	24	40	44	44	36	44
49	45	25	41	45	45	37	45
50	46	26	42	46	46	38	46
51	47	27	43	47	47	39	47
52	48	28	44	48	48	40	48
53	49	29	45	49	49	41	49
54	50	30	46	50	50	42	50
55	51	31	47	51	51	43	51
56	52	32	48	52	52	44	52
57	53	33	49	53	53	45	53
58	54	34	50	54	54	46	54
59	55	35	51	55	55	47	55
60	56	36	52	56	56	48	56
61	57	37	53	57	57	49	57
62	58	38	54	58	58	50	58
63	59	39	55	59	59	51	59
64	60	40	56	60	60	52	60
65	61	41	57	61	61	53	61
66	62	42	58	62	62	54	62
67	63	43	59	63	63	55	63
68	64	44	60	64	64	56	64
69	65	45	61	65	65	57	65
70	66	46	62	66	66	58	65
71	67	47	63	67	67	59	65
72	68	48	64	68	68	60	65
73	69	49	65	69	69	61	65
74	70	50	66	70	70	62	65
75	71	51	67	71	71	63	65
76	72	52	68	72	72	64	65
77	73	53	69	73	73	65	65
78	74	54	70	74	74	65	65
79	75	55	71	75	75	65	65
80	76	56	72	76	76	65	65
81	77	57	73	77	77	65	65
82	78	58	74	78	78	65	65
83	79	59	75	79	79	65	65
84	80	60	76	80	80	65	65
85	81	61	77	81	81	65	65
86	82	62	78	82	82	65	
87	83	63	79	83	83	65	
88	84	64	80	84	84	65	

切替日の前日に受 けていた病院企業 職給料表(一)の号 給	切替日の前日に属していた病院企業職給料表(一)の職務の級						
	1級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	切替日に属する医療職給料表(二)の職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	6級
切替後の医療職給料表(二)の号給							
89	85	65	81	85	85	65	
90	85	66	82	86	85	65	
91	85	67	83	87	85	65	
92	85	68	84	88	85	65	
93	85	69	85	89	85	65	
94			86	90			
95			87	91			
96			88	92			
97			89	93			
98			90	94			
99			91	95			
100			92	96			
101			93	97			
102			94	98			
103			95	99			
104			96	100			
105			97	101			
106			98	102			
107			99	103			
108			100	104			
109			101	105			
110			102	105			
111			103	105			
112			104	105			
113			105	105			
114			106				
115			107				
116			108				
117			109				
118			110				
119			111				
120			112				
121			113				
122			113				
123			113				
124			113				
125			113				

附 則 (令和3年12月1日)

- この規程は令和3年12月1日から施行する。
- 令和3年12月に支給する期末手当については、第48条第2項及び第3項中「100分の120」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の52.5」とする。

附 則（令和4年1月12日）

この規程は、令和4年1月12日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

附 則（令和4年2月9日）

この規程は、令和4年2月9日から施行し、令和4年2月1日から適用する。ただし、改正後の別表第9（第10条関係）適用区分表は令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月14日）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年12月14日）

- 1 この規程は、令和4年12月14日から令和4年12月31日までの間において理事長が別に定める日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 別表第1から別表第5まで及び附則別表の規定 令和4年4月1日
 - 二 第49条第2項各号の規定 令和4年12月1日
- 3 令和4年12月に支給する勤勉手当については、第49条第2項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。
- 4 本改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- 5 前4項の規定にかかわらず、施行日の前日までに退職した者（派遣職員を除く。）に対しては、この規程による改正後の規定は適用しない。

附 則（令和4年12月14日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日）

- 1 この規程は令和5年4月1日から施行し、改正後の第37条の3の規定は、施行日の前日から施行日にかけて行った宿直勤務から適用する。
- 2 施行日の前日において埼玉県職員の身分を有するであって施行日に採用された者のうち、理事長が別に定めるものに係る給料表、職務の級及び号給は、理事長が別に定める。
- 3 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において医療職給料表（三）が適用される職員で4級以上の級に決定されているもの（看護師の職務にあるものに限る。）のうち、令和5年4月1日以後適用される医療職給料表（三）4級昇格基準を満たさない者にあつては、切替日において、その職務の級を3級に切り替えるものとする。
- 4 当面の間、前項の規定により職務の級を切り替えられた者には、切替日前日に受けていた給料月額（給料表の備考に掲げる率を乗じた額をいう。以下同じ。）とその者が切替日以後受ける給料月額との差額を給料として支給する。
- 5 第3項の規定による職務の級の切替え及び前項の規定に基づき差額として支給する給料に関し必要

な事項は、本部長が別に定める。

- 6 当面の間、制定附則第6項から第8項までの規定が適用される年俸医師に係る業績年俸基本額のうち、第14条第1項に規定する基本年俸の額に相当する額は、理事長が特に必要と認める場合は、同項に定める額を上限として別に定めることができる。
- 7 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程等の改正による改正前の給与規程（以下「改正前給与規程」という。）の規定を準用する場合において、改正前給与規程別表第7ニ表の規定は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ニ 医療職給料表（三）級別職務分類表

組織	職務の級	職
病院	4級	主任専門員
	3級	専門員

附 則（令和5年7月12日）

この規程は、令和5年7月12日から施行する。

附 則（令和5年12月13日）

- 1 この規程は、令和5年12月13日から令和5年12月31日までの間において理事長が別に定める日から施行する。ただし、改正後の第15条第3項第2号及び第6号の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 別表第1から別表第5まで及び附則別表の規定 令和5年4月1日
 - 二 第48条第2項及び第49条第2項の規定 令和5年12月1日
- 3 令和5年12月に支給する期末手当については、第48条第2項項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。
- 4 令和5年12月に支給する勤勉手当については、第49条第2項項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」とする。
- 5 本改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- 6 前4項の規定にかかわらず、施行日の前日までに退職した者（派遣職員を除く。）に対しては、この規程による改正後の規定は適用しない。
- 7 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程等の改正による改正前の給与規程（以下「改正前給与規程」という。）の規定を準用する場合において、改正前給与規程第48条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の68.75」とし、「100分の57.5」とあるのは「100分の58.7

5」とする。ただし、令和5年12月に支給する期末手当については、「100分の67.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。

8 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に改正前給与規程の規定を準用する場合において、改正前給与規程第49条第2項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の48.75」とし、「100分の57.5」とあるのは「100分の58.75」とする。ただし、令和5年12月に支給する勤勉手当については、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。

9 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に改正前給与規程の規定を準用する場合において、改正前給与規程別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5及び附則別表の規定は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

別表第1（第4条関係）事務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
給料月額	円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000	円 391,200	円 442,400	円 522,800

備考 1 この表は、他の給料表及び年俸表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第2（第4条関係）研究職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 218,500	円 259,700	円 284,500	円 327,000	円 385,700

備考 1 この表は、病院に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。ただし、年俸表又は医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第3（第4条関係）医療職給料表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料月額	円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100	円 323,900	円 366,200	円 427,900

備考 1 この表は、病院に勤務し、調剤又は服薬指導等に従事する薬剤師、栄養管理又は栄養指導に従事する栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及び医学物理士である職員並びに病院に勤務する心理判定員、精神保健福祉指導職、医療社会事業専門員、小児療養支援職及び遺伝相談職に適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第4（第4条関係）医療職給料表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300	円 371,800

- 備考 1 この表は、看護等に従事する看護師及び准看護師である職員に適用する。
 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第5（第4条関係）技能職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 194,600	円 205,700	円 224,200	円 245,000	円 275,700

- 備考 1 この表は、技能職員に適用する。
 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附則別表（附則第8項関係）医療職給料表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

- 備考 この表は、病院に勤務し、医療業務等に従事する医師及び歯科医師である職員のうち、別に定める者に適用する。